

## 活躍女子の職場づくり情報発信事業 委託業務仕様書

### 1 業務の目的

働く場における女性の活躍を推進するためには、女性がライフイベントに関わらず、自らの意思で自身のキャリアを継続し、活躍できるための職場環境や風土づくりが必要である。

しかし、中小企業が大多数を占める本県においては、まだこうした環境の整っていない事業所が多く、女性自身の意識の面でも「子どもができたなら職業をやめ、子育てが落ち着いたら再び職業を持つ方がよい」と考える再就職型が最も多いのが現状である。一方で、そのうち2割の女性が、仕事と子育ての両立がしやすい環境であれば、就業継続型に選択を変えるとの意向を有していることから、本事業においては、既に効果的な取組や先進的な取組を実践している事業所等を公募し、その取組をパンフレットや県ホームページ等でモデルケースとして紹介することで、県内の働く場における女性が活躍できる環境の整備を促進する。

なお、本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものです。

### 2 業務名

活躍女子の職場づくり情報発信事業

### 3 委託期間

契約日から平成30年3月16日(金)

### 4 委託業務の内容

#### (1) 優良事例を紹介する媒体の作成

女性の活躍推進三重県会議（以下、三重県会議という。）の会員企業等を中心に、掲載を希望する事業所等10社以上を公募選定し、その取組内容や成果を取材のうえパンフレットを作成するとともに、県のホームページ（女性の活躍推進三重県会議のページ）で紹介を行うための掲載原稿を作成する。

- ・掲載事業所の募集チラシ（A4版・両面・フルカラー）を1,000枚以上作成し、県が別途指定する県内事業所等400か所程度に送付するほか、広く県内事業所に配布し、周知を図る。
- ・三重県会議の会員であることを応募の条件とし、会員でない事業所が応募する場合は、同時に三重県会議への加入申込書を受領するものとする。
- ・パンフレット（A4版、フルカラー、マットコート110kg、20P程度）を5,000部以上作成のうえ、県が別途指定する県内事業所等400か所程度に送付する。

- ・パンフレットには、選定した事業所の紹介のほか、女性活躍を進めるメリット、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の効用や策定のポイント、女性の大活躍推進三重県会議をはじめとする本県の取組等を併せて掲載するものとする。
  - ・県のホームページ（女性の大活躍推進三重県会議のページ）で、上記パンフレットの掲載企業を紹介するための掲載原稿を作成し、県が別途指定する書式で納品する。
  - ・掲載企業及び掲載内容については、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 作成媒体を活用した啓発実施
- ・女性活躍推進コーディネーターを配置し、三重県会議会員以外の県内事業所に対し、(1)のパンフレットを活用のうえ、女性が活躍できる職場環境整備の効用を伝えるとともに、三重県会議への加入を促す。
  - ・本コーディネーターの働きかけによる三重県会議への新規加入件数を30件以上とする。
  - ・本コーディネーターには特段の資格要件はないが、県内事業所等に対し、女性が活躍できる職場環境づくりについて助言や支援を行うことができる者を従事させることとし、別途県が開催する、啓発に必要な事項についての講習を受講するものとする。
  - ・本コーディネーターが啓発に使用するパンフレットは、(1)で納品するものとは別に準備を行うこと。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

## 6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書

- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は平成30年3月16日(金)のいずれか早い日までに、業務完了報告書(様式任意、A4版・両面印刷)を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならない。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務収支決算(計算)書
- (エ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (オ) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (カ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料